ホッカングループ・社外関係者及び求職者等に関する
ハラスメント防止ガイドライン

ホッカン株式会社
代表取締役社長　池田　孝資

基本方針

ホッカングループ（以下「当社グループ」といいます。）は、お取引先様、お客様、協力会社様、求職者等の皆様との信頼関係を大切にし、相互に尊重し合う良好な関係の構築を目指しています。

当社グループは、従業員及び求職者等の人格と尊厳を侵害するハラスメント行為を容認しません。同時に、当社グループの役員及び従業員が、お取引先様、協力会社様その他の事業者に雇用される方々に対してハラスメント行為を行うことも、同様に容認しません。双方向の健全なコミュニケーションによる問題解決に努めるとともに、ハラスメントのない環境づくりを推進します。このガイドラインは、当社グループの各社が、それぞれ自らのガイドラインとして定めるものです。

・社外関係者によるハラスメントに関する方針

＜定義＞

当社グループは、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 33 条及び同条に基づく指針にいうカスタマーハラスメントを「社外関係者によるハラスメント」と呼びます。具体的には、①当社グループの事業に関係を有する方の言動であって、②従業員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③従業員の就業環境が害されるものをいい、これらの 3 つの要素をすべて満たすものをいいます。

「当社グループの事業に関係を有する方」には、お取引先様及びその担当者の方、協力会社様、今後お取引又はご利用の可能性がある方を含みます。また、電話、電子メール、SNS 等を通じて行われるもの及び訪問先その他従業員が業務を遂行する場所において行われるものを含みます。

「社会通念上許容される範囲を超えた言動」には、理由のない要求、対応が著しく困難若しくは不可能な要求及び不当な損害賠償の要求のように言動の内容が相当性を欠くものと、身体的な攻撃、精神的な攻撃、威圧的な言動、継続的若しくは執拗な言動及び拘束的な言動のように手段又は態様が相当でないものなどがあります。

＜正当なお申出との区別＞

お取引先様等からいただくご意見及びご要望のすべてが社外関係者によるハラスメントに当たるものではなく、社会通念上許容される範囲で行われるお申出は正当なものとして、誠実に対応いたします。また、障害のある方が、不当な差別的取扱いをしないよう求められること及び社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明されること自体は、これに当たりません。当社グループは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、建設的な対話を重ねて適切に対応いたします。

＜当社グループの対応＞

当社グループは、お取引先様等からいただくご意見やご要望に対し誠実に対応いたします。しかしながら、社外関係者からのハラスメントに該当すると判断した場合には、従業員の安全及び就業環境を守るため、対応の中止、お取引の停止その他必要な措置を講じる場合があります。

また、悪質な行為については、警察、弁護士その他関係機関と連携し、適切に対応します。

当社グループは、お取引先様等との適切なコミュニケーションの確保、サービス品質の向上、カスタマーハラスメントその他の問題行為への対応及び事実関係の確認、並びに従業員の安全確保を目的として、通話の録音又は録画を行う場合があります。取得した情報は、これらの目的の範囲内で利用し、適切に管理します。

＜当社グループの役員及び従業員の言動について＞

当社グループは、役員及び従業員が、お取引先様、協力会社様、その他の事業者に雇用される方々に対しハラスメント行為を行うことを容認しません。万一、当社グループの役員又は従業員の言動についてお困りのことがございましたら、下記の窓口までご連絡ください。事実関係を確認のうえ、社内規程に基づき厳正に対処いたします。当社グループの事業所又は施設において就業される他の事業者の従業員の方及び個人事業主の方に対する社外関係者の言動についても、同様に対応いたします。

・求職者等に対するハラスメント防止方針

＜基本姿勢＞

当社グループは、採用選考、会社説明会、職場見学、その他の求職活動等の場において、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、公正で安心できる環境を提供します。

当社グループは、役員及び従業員による求職者等へのハラスメント行為を一切容認しません。これは、性的な言動によるものに限らず、優越的な関係を背景とした言動によるもの並びに妊娠、出産等及び育児休業等に関するものを含み、相手方の性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず対象となります。

＜当社の取り組み＞

当社グループは、ハラスメントの防止のため、役員及び管理職を含むすべての従業員に対する教育及び研修、相談窓口の設置及び周知、迅速かつ適切な事実確認、被害を受けた方及び相談された方の保護、プライバシー保護の徹底、再発防止措置の実施並びに必要に応じた懲戒処分その他の是正措置を実施します。相談されたこと又は事実関係の確認に協力されたことを理由として、従業員又は求職者等の皆様が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

当社グループは、他の事業者から、その従業員に対するハラスメントに関し、事実関係の確認等について協力を求められた場合には、これに応じるよう努めます。協力を求められたことを理由として、当該事業者に対し不利益な取扱いを行うことはありません。

＜相談窓口＞
お取引先様、協力会社様その他の社外関係者の皆様からのご相談は、当社ホームページの「社外関係者通報窓口（サプライヤー通報窓口）」（https://hokkanholdings.co.jp/sustainability/sup-report/）からお願いいたします。所定のフォームからの通報となります。

以　上